

## 進めよう! 「地域計画」

### ●「地域計画」とは

令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の改正によって、「人・農地プラン」は「地域計画」と名称を変えて同法に位置付けられました。

「地域計画」では、新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成します。



#### ステップ 1

地域の農地の現状や、所有者、耕作者がどのような意向を持っているかなどの情報を把握します。すでに「人・農地プラン」などで把握されている場合は省略できます。

#### ステップ 2

目標地図(10年後に目指すべき農地の姿)の素案を作成します。ステップ1で把握した情報を地図に落とし込みます。

#### ステップ 3

「地域の話し合いの場」を設けましょう。話し合いを円滑にするため、地域の実情に応じて話し合いの方法を考えることが大切です。

↓ 実際の天津市内での話し合い・説明会の様子



#### ステップ 4

「地域計画」の主な記載内容は以下のとおりです。ステップ3の段階で、これらについてよく協議します。

- ① 地域における農業の将来のあり方
- ② 農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- ③ 農業者および区域内の関係者が②の目標を達成するためにとるべき必要な措置
- ④ 地域内の農業を担う者の一覧(目標地図に位置づける者)
- ⑤ 農業支援サービス事業者一覧(任意)
- ⑥ 目標地図

#### ステップ 5

「地域計画」の実現に向けて地域一体となって取り組みましょう。「地域計画」策定後も関係者での話し合いは継続して、必要に応じて随時見直しましょう。

※実際の進め方は地域の実情によって異なる場合があります。